

## ○かしはら結婚サポーター縁結び制度利用規約

### (趣旨)

第1条 かしはら結婚サポーター（以下「サポーター」という。）が結婚を希望する者の出会いを仲介する縁結び制度について、次のとおり利用規約を定める。

### (利用資格)

第2条 サポーターに対して申込みができる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内在住または結婚後市内に居住することに関心がある20歳以上50歳未満の者であること。
- (2) 戸籍上の独身者であり、かつ、婚約関係や同棲関係を含む事実上の婚姻関係がないこと。
- (3) 檜原市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第3号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でなく、かつ、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しないもの。

### (利用方法)

第3条 縁結び制度利用の申込みは、本規約を承認の上、かしはら結婚サポーター縁結び制度利用申込書（様式）及び顔写真付き身分証明書の写しを檜原市市民協働課に提出するものとする。

### (利用料)

第4条 縁結び制度利用にかかる費用は無料とする。

### (申込みの有効期間)

第5条 縁結び制度利用申込みの有効期間（以下「有効期間」という。）は、申込日（第3条に掲げる書類等が提出された日）の属する年度の末日までとする。ただし、第3条に規定する縁結び制度利用の申込みをした者（以下「利用者」という。）の申出によりこれを更新することができる。

### (禁止事項)

第6条 利用者に、次に掲げる行為があったことが判明した場合、檜原市又はサポーターは、事前の承諾なく出会いの仲介を中止することができるものとする。

- (1) かしはら結婚サポーター縁結び制度利用申込書等の提出書類に虚偽の内容を記載する行為
- (2) 他の利用者に著しく迷惑を及ぼし、又は損害を与える行為

(3) その他利用者として不適切な行為

(免責事項)

第7条 サポーターによる出会いの仲介後の情報交換及び交際については、利用者各自の責任において行うこととし、樫原市及びサポーターは一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第8条 樫原市は、利用者への事前通知及び承諾なく、本規約を隨時変更できるものとする。

(個人情報)

第9条 樫原市及びサポーターは、樫原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）の規定により、知り得た個人情報について、個人の権利利益を侵害することがないよう、その取扱いを適正に行うとともに、かしら結婚サポーター縁結び制度運営の目的以外に利用してはならない。

2 樫原市及びサポーターは、利用者の承諾なしに知り得た個人情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令等に基づく開示請求に関しては、この限りではない。

(利用の中止及び終了)

第10条 利用者は、成婚その他の理由により、申し出によってサポーターによる出会いの仲介を中止又は終了することができる。

附 則

1 この規約は、令和8年1月15日から実施し、改正後のかしら結婚サポーター縁結び制度利用規約第9条の規定は、樫原市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行の日から適用する。

2 この規約は、令和3年4月1日から施行する。